

NO

## 木場潟公園ドッグラン利用登録書

令和 年 月 日

(公財)木場潟公園協会 御中

私は、木場潟公園ドッグランの利用規約を理解・了承のうえ、利用登録を申請します。

申請者  
(飼主)

氏名

〒 -

住所

連絡先

(飼い犬) 1頭目

名 前	オス    メス    ○で囲んで下さい		
年 齢	才    ヶ月	ワクチン注射 (5種以上)	
犬 種		令和	年    月接種済
体 重	(    kgくらい)	狂犬病予防注射済証明	
体 高	中型犬以上の場合	令和	年度    県    市第    号
体 高	(    cmくらい)	令和	年    月接種済

(飼い犬) 2頭目

名 前	オス    メス    ○で囲んで下さい		
年 齢	才    ヶ月	ワクチン注射 (5種以上)	
犬 種		令和	年    月接種済
体 重	(    kgくらい)	狂犬病予防注射済証明	
体 高	中型犬以上の場合	令和	年度    県    市第    号
体 高	(    cmくらい)	令和	年    月接種済

(飼い犬) 3頭目

エリア内には1名様で3頭以上の利用はできません。交互に入場が愛犬をコントロールできる方のご利用下さい。

名 前	オス    メス    ○で囲んで下さい		
年 齢	才    ヶ月	ワクチン注射 (5種以上)	
犬 種		令和	年    月接種済
体 重	(    kgくらい)	狂犬病予防注射済証明	
体 高	中型犬以上の場合	令和	年度    県    市第    号
体 高	(    cmくらい)	令和	年    月接種済

2022.4.1改正

- \* 新規登録の場合は各接種済証明のコピーを添付して下さい。
- \* 年間登録料を添えて申し込んでください。
- \* 記載されている情報は施設利用に関する目的以外には利用致しません。

(公財)木場潟公園協会 御中

## 木場潟公園ドッグラン利用誓約書

- 1 私は、木場潟公園ドッグラン利用規約に同意し、木場潟公園ドッグラン(以下、「ドッグラン」という。)を利用します。
- 2 ドッグランの施設及び木場潟公園内での、事故の全てにおいて自己の責任であることを了承し、利用者及び犬同士の接触・衝突等におけるトラブルは、当事者間で解決することとします。また、一方の当事者が不明である場合も管理者側への関与を求めません。
- 3 私自身、あるいは私の相続人、代理人、遺言執行者、近親者、管財人等からは損害賠償請求等一切の請求を行いません。
- 4 ドッグラン等公園施設に故意または過失により損害を与えた場合には、損害賠償の請求を受けることを承諾します。
- 5 私及び愛犬が、伝染病の疾病や皮膚疾患、内部・外部寄生虫に感染した場合は自己責任とします。
- 6 ドッグラン管理者の指導・指示に従い、ルールとマナーを守ります。
- 7 危険な行為等によりドッグランから退場させられても異議を申しません。

私は、ドッグランを利用するにあたり、上記の誓約内容を守ることを誓約します。

令和 年 月 日

氏名

# 木場潟公園ドッグランエリア使用基準

犬種を問わず、**体重**および**体高別**(下記の①～③)にて使用していただきます。

## ① 義経



体重 **10** kg未満の犬

または (or)

体高 **25** cm以下の犬

## ② 富樫



体重 **8** kg以上 ~ **25** kg未満の犬

かつ (and)

体高 **50** cm未満の犬

## ③ 弁慶



体重 **20** kg以上の犬

または (or)

体高 **45** cm以上の犬

柵幅(9 cm)を通過できない犬

### ②富樫と③弁慶のいずれかを選択できる犬

体高 **50** cm未満の犬で、体重が **20** kg以上 ~ **25** kg未満の犬

体重 **25** kg未満の犬で、体高が **45** cm以上 ~ **50** cm未満の犬

# 木場潟公園ドッグラン利用規約

## 基本的事項

利用者は、飼い主としてのマナー・犬のしつけ・他の利用者への尊重と思いやりを義務として人も犬も楽しいドッグランになるようにお互い協力しましょう。

- 1 ドッグランへの入場制限はありませんが、エリア内（弁慶、富樫、義経の3エリア）は有料です。各エリアの利用許可証をお持ちの方とその家族に限ります。受付をすませてからお入りください。
- 2 エリア内では年間利用許可証又は当日利用許可証を首から下げ、常に他の利用者に見えるようにしてください。
- 3 利用者が犬を制御できない場合は、施設の利用はできません。  
(犬が「待て」「来い」などの指示に従うこと。)
- 4 係員の案内又は指示があったときは従ってください。
- 5 いかなる場合も愛犬から目を離さないでください。
- 6 犬が興奮し危険だと思われる場合は、事故防止のためリードをつけ一時退場させ、犬を落ち着かせてから再入場してください。
- 7 こども同伴の保護者の方は、こどもの行動に犬が反応しやすいので十分注意してください。
- 8 多頭で利用される方は、愛犬をコントロールできる同伴者を伴ってください。
- 9 ドッグラン以外では必ずリードをつけてください。
- 10 人・犬の事故やトラブル等が起きた場合は当事者同士で対応し解決してください。管理者は一切の責任を負いません。
- 11 利用者は、犬が人に危害を与えた場合、石川県動物愛護及び管理に関する条例第19条に基づき、保健所に届出てください。同時に公園事務所にも事故、トラブル等の内容について報告をしてください。
- 12 施設整備、天候不良のほか安全に開園を行うことができないと当施設が判断したときは、予告なく施設を制限、又は閉鎖させていただく場合があります。
- 13 利用規約を守らない利用者については、利用登録を取り消すことがあります。

## 禁止行為

### ◇ 利用できない犬

- 1 狂犬病とワクチンの予防接種を1年以内に受けていない犬
- 2 噛み癖のある犬、飼い主がコントロールできない犬、発情期の犬、攻撃的な犬など恐怖を与える犬
- 3 皮膚病等の感染性疾患の犬

### ◇ エリア内で禁止する行為

- 1 お持ちの利用許可証以外のエリアに犬を連れてはいること(追加)
- 2 愛犬だけをエリアに残すこと
- 3 食餌を与えること(水を除く飲み物を含む)
- 4 ロングリード・フレキシブルリードを使用すること
- 5 犬の運動用具、玩具などの私物を持ち込むこと
- 6 ベビーカー等を持ち込むこと
- 7 飼い主1人で同時に3頭以上利用すること
- 8 オフ会
- 9 糞などの排泄物を放置すること(敷地内共)
- 10 犬にブラッシングをすること
- 11 利用者が飲食をすること

※ただし、1～8は「貸切利用」の場合のみ飼い主の自己責任のもと可とします。

### ◇ 敷地内で禁止する行為

- 1 周辺利用者の同意なくSNSを目的とした動画を撮影すること
- 2 管理者の許可なくチラシや物品の配布・販売をすること
- 3 管理者の許可なく雑誌やテレビの取材・撮影をすること

以上の禁止行為が守られない場合は、退場していただきます。



【問合せ先】公益財団法人木場潟公園協会

TEL : 0761-43-3106

※ドッグランに関するお問合せ・職員対応時間 8:30～17:00